

尾張旭市監査公表第29号

平成30年11月30日付け尾張旭市監査公表第25号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年12月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

企画部人事課

| 監 査 の 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| 産業医委託業務において、設計金額が当該予算額を超え、随意契約確認表が施行伺いではなく、契約伺いに添付されている。また、同委託業務において、契約書に記載の契約保証金の免除理由が尾張旭市契約規則第32条第7号となっているが、免除の理由として同号には該当しない。 | 設計金額については、今後同様の誤りがないよう細心の注意を払います。随意契約確認表については、施行伺いに添付し直しました。契約保証金の免除理由は次年度以降改めます。 |
| 人事考課制度支援業務委託において、随意契約確認表が作成されていない。また、業務仕様書に定められた主任技術者届及び業務実施計画書の提出が受託者からされていない。 | 随意契約確認表を作成するよう改善します。また、受託者から業務仕様書に定められた主任技術者届及び業務実施計画書を受理するよう改善します。 |
| 尾張旭市職員互助会助成金交付事務において、職員互助会が行う助成金申請事務と市が行う助成金交付事務を同一職員が行っている。平成25年度に実施した行政監査「市が関与する任意団体の事務の改善状況について」において監査意見とした案件であり、事務の執行体制の見直しを図る必要がある。 | 職員互助会の助成金申請事務と市が行う助成金交付事務については、今後担当者を分けるように事務の執行体制を改めます。 |